

【事例57】「“成年後見制度”…認知症などのトラブルに備える！」

【事例】80歳の母親の物忘れがひどくなり、料理の味もおかしくなってきました。母はこれまで一人でしっかり生活していましたが、今後はいろいろな制度を活用したいと思います。「成年後見制度」について教えてください。（相談者：40歳代、女性）

【対処法】① 認知症などで判断能力が衰えた場合、家庭裁判所に「成年後見等開始決定の申し立て」をして認められると、その程度に応じて法定後見人が決定されます（後見・保佐・補助）。② 親族が選任される場合もありますが、親族間に対立があり、法的な根拠が必要な場合は弁護士や司法書士を、見守りや福祉サービス利用が中心なら社会福祉士を選任します。見守り中心なら、社会的意識が高く、特定の研修を受けた市民を選任する場合があります。③ 成年後見人の報酬は、報酬付与審判の申し立てを受けて家裁が決定します。月2～3万円とする例が多いようです。④ 将来判断力が衰えた時に備えて自分で支援者と契約する「任意後見制度」もあります。西部後見サポートセンター「うえるかむ」（平日：0859—22—5092）で相談できます。

※何か問題が起こったら、企画課の消費相談窓口で相談しましょう。